

4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

☆詳しくは、介護予防包括支援担当へ。

■要支援1・2の方の訪問介護・通所介護が変わります

要支援1・2の方が利用する訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)は、これまで全国一律のサービスでしたが、4月から、市が地域の実情に応じて実施する新しい総合事業のサービスへ移行します。

なお、訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与などのサービスに変更はありません。

■総合事業のサービスとは

高齢者の介護予防と、自立した日常生活の支援を目的に、次の2

つの事業があります。

◎**介護予防・生活支援サービス事業**
要支援1・2の方、及び、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下がみられる方が対象です。

現在と同じ内容の「現行相当サービス」のほか、利用者の負担する費用が少ない「現行サービス緩和型」などがあります。→[表1](#)

◎一般介護予防事業

65歳以上の方が対象です。
日常的に介護予防に取り組めるよう、引き続き、体操教室などを行います。→[表2](#)

■サービスを利用するには

日常生活で困ったことがあったときは、市役所介護福祉課または各地域包括支援センターにご相談ください。

65歳以上で介護保険制度の要支援認定を受けていない方でも、基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられると判断されれば、サービスを利用できるようになります。→[図1](#)

現在、要支援1・2で、訪問介護や通所介護を利用している方は、要支援認定の更新のときに総合事業に移行します。→[図2](#)

▼表1 介護予防・生活支援サービス事業

種類	内容
訪問型サービス	現行相当サービス 従前の介護事業所によるサービス。介護ヘルパーの有資格者が身体介護と生活援助を行う。
	現行サービス緩和型 介護事業所の介護ヘルパー、昭島市の研修を受けたヘルパーが生活援助を行う。
	住民主体型 昭島市の研修を受けたシルバー人材センターの会員が、生活援助を行う。
通所型サービス	現行相当サービス 従前の介護事業所による1日を通したサービス。運動やレクリエーションなどを行う。
	現行サービス半日型 従前の介護事業所による半日のサービス。運動やレクリエーションなどを行う。

▼表2 一般介護予防事業

種類	内容
高齢者介護予防通所サービス	要介護・要支援状態となることを予防するため、あいぽっくで機能訓練(筋力トレーニング、健康維持体操、音楽療法)を行う。
高齢者介護予防訪問サービス	管理栄養士が自宅を訪問し、血圧や血糖値が高い、太り気味やせ気味であるなど、健康に不安のある方に、食品の選び方、正しい食べ方など栄養改善のための指導を行う。
アクティブシルバー体操教室	要介護・要支援状態にならず、健康を維持したい高齢者の方を対象に、体力増進を実感でき、楽しく続けられる体操教室を実施。

図1 総合事業サービスの利用の流れ

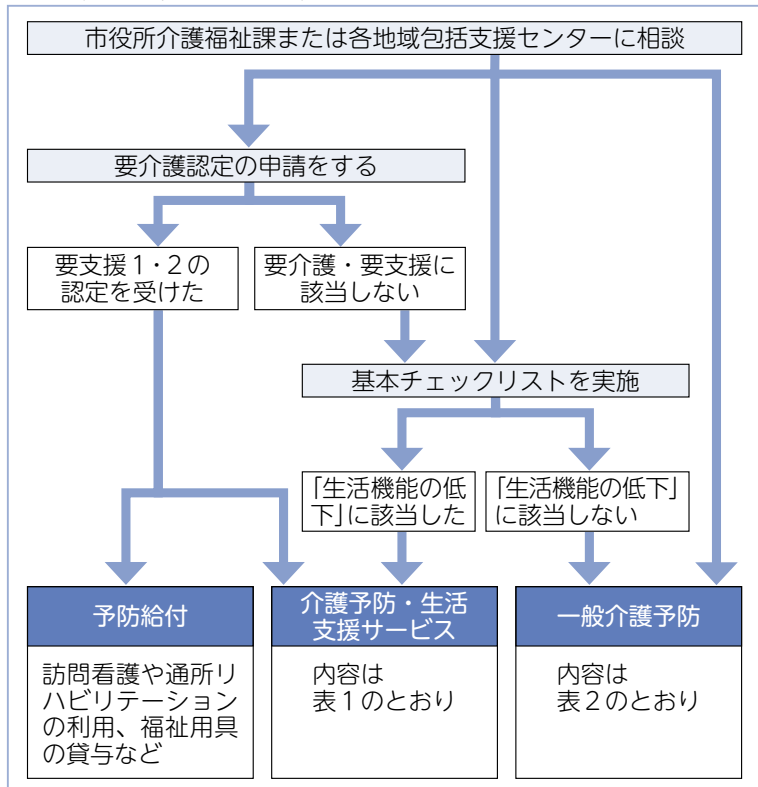


図2 総合事業への移行スケジュール(例)

